

# 文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成20年6月20日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 9号 専決処分の承認について  
(旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する  
条例)

### 《付託請願》

- 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願  
請願第 2号 「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択  
に関する請願  
請願第 3号 「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願

### 《付託陳情》

- 陳情第 4号 いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情

## 出席委員（6名）

|     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 柴田徹也 | 副委員長 | 景山岩三郎 |
| 委員  | 神子功  | 委員   | 林一雄   |
| 委員  | 向後悦世 | 委員   | 伊藤保   |

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（1名）

議長 明智忠直

## 説明のため出席した者（21名）

教 育 長 米本弥栄子                      環 境 課 長 平野修司

|             |       |
|-------------|-------|
| 保険年金課長      | 増田 富雄 |
| 社会福祉課長      | 在田 豊  |
| 庶務課長        | 浪川 敏夫 |
| 生涯学習課長      | 花香 寛源 |
| その他担当<br>職員 | 11名   |

|             |       |
|-------------|-------|
| 健康管理課長      | 小長谷 博 |
| 高齢者<br>福祉課長 | 横山 秀喜 |
| 学校教育課長      | 及川 博  |
| 国体推進室長      | 高野 晃雄 |

#### 事務局職員出席者

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 宮本 英一 |
| 主査   | 穴澤 昭和 |

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 石毛 健一 |
|-------|-------|

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会ということでご苦労さまでございます。

梅雨時のはっきりしないお天気の中ではございますけれども、どうぞこの後、慎重審議のほどをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩します。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 皆さん、おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催ということで、委員の皆さん方には早朝からご出席をいただきまして大変ご苦労さまでございます。なおまた、教育長はじめ執行部の皆さん方にも、本当に忙しい中、説明のために出席をいただきますことを心からお礼を申し上げたいと思います。

文教福祉常任委員会に付託されました議案は1件、請願が3件、陳情が1件ということで、6月議会その割多くの議案がないわけでもありますけれども、議案の審議、そしてまた請願の審査に十分なる検討をいただきたいと心からお願いを申し上げる次第でございます。

先ほど委員長からもお話がありましたように、梅雨空がまた戻ってきたような中で、健康

管理も十分留意しながら6月25日の最終日まで、ひとつ皆さん方のご支援をいただきますようお願いを申し上げます。ごあいさつに代える次第でございます。きょうはどうもご苦労さまでございます。

○委員長（柴田徹也）　ありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子）　おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろよりご指導、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は議会より付託されました1議案、議案第9号、専決処分の承認について、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例と請願第1号、請願第2号、請願第3号、陳情第4号についてのご審議をお願いすることになっております。

質問には簡潔に答弁するよう努めますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（柴田徹也）　ありがとうございました。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也）　それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、専決処分の承認についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

それでは、議案第9号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　それでは、議案第9号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議でも補足説明を申し上げているところでございますが、診療

報酬の算定方法につきまして、厚生労働省が2年ぶりに改定したことから所要の改正を行うものでございます。

改正条文を申し上げますと、第2条第1項中となりますが、「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」という文言を「法令等」に改めるものでございます。

法令等と改める根拠でございますが、大もととなる法律、つまり健康保険法の第76条におきまして、療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとし、それに関する必要な事項は厚生労働省令で定めると規定されていることから、本条例で法令等と改めることによりまして、今後、診療報酬の改正が行われた場合には自動的に適用されるものでございます。

また、診療報酬の改定内容のうち、滝郷診療所に関するものを2点ほど申し上げます。

まず、血液化学検査でございますが、5項目以上7項目以下につきましては、これまでは総医療費で1,020円をいただいておりますが、今年度からは20円安くなるものでございます。また、心電図検査におきましては、これまで1,500円かかっておりましたが、これからは200円安く、1,300円となるものでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） 本会議で質疑をさせていただきましたので、特に質疑はございません。

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第9号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) それでは、保育所の関係につきまして3点ほどご報告をさせていただきます。

まず、きょうまた午後から現場のほうをご覧くださいわけですが、干潟保育所の指定管理者制度による委託を4月から始めまして、ご承知のように鈴木学園こひつじ幼稚園さんに委託をお願いし、始まったわけでございますが、当初、私どものほうとしましては、子どもたち、それから保護者、戸惑いが生じるのかなということで懸念はしておりましたが、今、2か月経過しまして、順調にそれらが運営されておりますことをまずご報告させていただきます。それで、定員も90名のところ97人、今入所しております。新たな保育サービス等も加えられまして、保護者の皆様からいろいろとご心配な点がございましたが、問題なく運営されておりますことを、まずご報告申し上げます。

2点目としまして、きょう一覧表をお配りさせていただいてございますが、保育所の耐震診断の結果につきましてご報告を申し上げます。

A4の横の耐震診断結果という一覧表をご覧いただきたいと思うんですが、まず、昭和56年以前に建築をされました保育所につきましては、別表にございますように1から10まで10か所ございました。それで、これらにつきまして耐震診断を平成19年度にすべて実施いたしました。その結果でございますが、1から3まで、これらにつきましては耐震診断の結果、

補強も必要なくオーケーという、そういう結果が出ております。それから、4番のとみうら、それと5番の中央第一、6番の中央第三、この3保育所につきましては、それぞれ耐震補強が必要だということで、これらは補強可能な施設でございますので、今後補強をしていくということになろうかと思います。

また、ナンバー7、海上保育所からナンバー10の塙まで4保育所でございますが、これらにつきましては、改築が妥当だろうということで結果をいただいておりますのでございます。今年度中にこれらの整備計画を取りまとめていきたいということで考えておるところでございます。

それから、3番目の報告になりますが、実は中央第二保育所用地の拡張ということで、新たに用地取得をさせていただきました。これは3月定例議会終了後に所有者のほうから譲渡に対します強い申し入れをいただきまして、急遽取得をさせていただきました。その取得しました土地でございますけれども、旭市ニ2397番地1、地目が畑、現況は雑種地ということでございます。面積につきましては504平方メートル、取得価格が957万6,000円、これは平米あたりに直しますと、平米1万9,000円、坪で換算しますと6万2,810円ということで、これらにつきまして、都市開発基金を利用しまして取得をさせていただいております。9月の補正になろうかと思いますが、基金への積み立てということで補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、私のほうから長寿（後期高齢者）医療制度につきまして報告させていただきます。

この制度につきましては4月にスタートしまして、はや2か月半余り経過するところでございますが、6月に入りまして、国のほうから新たな軽減策等が発表されておるところでございます。

それでは、この資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは平成19年度まで実施されておりました老人保健制度と、いわゆる平成20年4月から始まりました後期高齢者医療制度、これにつきまして、いろいろ相違点につきまして列挙させていただきました。これについては、後でご覧いただきたいと思います。

続きまして、3ページをお開きください。

ここでは、いわゆる前期高齢者、満65歳以上74歳以下の方と75歳以上の方、後期高齢者の方でございますけれども、この方につきましての保険料との比較ということで、ここに表を作らせていただきました。共通点といたしましては、介護保険料につきましては別途支払うということで、要するに保険料がどのように国保に入っていたのと後期高齢者のほうの広域連合のほうに移ったときの保険料の比較を出させていただきます。ここにつきましても、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。

ここでは後期高齢者医療制度の状況といたしまして、旭市の状況と国の状況をちょっと書かせていただきました。

最初に旭市の状況でございますけれども、4月末におけます後期高齢者医療被保険者数は8,259人で、人口7万580人に対しまして、比率といたしまして11.7%となっておりますのでございます。

次に、保険料の下段でございますけれども、4月に1回目の年金天引きをした保険料額の最高額でございますけれども、最高の方で8万3,300円となっております。この方は年間を通しますと、限度額の50万円に達する方だと思います。4月に年金天引きされました方の人数でございますけれども、5,722人で、その収入額の合計は3,625万7,500円、平均保険料額は1人当たりの平均でございますけれども、6,336円となりました。これを1人当たりの年間保険料に換算いたしますと、約3万8,000円となるものでございます。あくまでもこれはまだ平成19年所得が確定しておりませんでしたので、平成18年所得によって算定した仮徴収額ということでございます。

続きまして、下段の7月というところでございますけれども、今度平成19年度所得が確定いたしますので本算定ということになります。それに基づきまして、7月に千葉県後期高齢者広域連合から平成20年度の保険料の賦課決定が行われ、旭市のほうから保険料の決定通知書を出しておるんですけれども、それが7月中旬に被保険者のところに郵送されるということでございます。

続きまして、窓口の状況でございますけれども、4月、5月という形で書かせていただきました。この表でご覧になりますように、上から2番目にあります被保険者証再交付申請、要するに保険証をなくしてしまった、あるいは届いていないというような形で4月中には103件の問い合わせ、5月に入りまして41件ほどございました。あと、一番下から2番目で

ございますけれども、葬祭費の支給申請、お亡くなりになりまして葬祭費の支給の申請でございまして、4月中には41件、5月中には39件というような形でございました。

続きまして、国の状況でございまして、ここに書いてございますように与党のプロジェクトチームにおきまして、負担の軽減等につきまして検討した結果概要を書かせていただきました。

まず最初に、保険料の軽減対策といたしまして平成20年度の対策でございます。6ページをお開きください。

1番目といたしまして、均等割の軽減の拡大でございます。今、最大均等割の軽減が7割になっておりますが、これを8割5分に引き上げるということでございます。均等割7割軽減世帯のうち、8月まで年金から支払っている方については、10月から保険料をいただかないということで、トータルすると85%の軽減ということになるものでございます。

続きまして、2番目のところでございますけれども、所得割を負担する方のうち所得の低い方、いわゆる年金収入でございまして210万円程度までということでございますけれども、今、年金収入の場合でございまして、所得割がかかる金額といたしまして、153万円以上を超える方については所得割がかかります。それに対しまして原則一律50%の軽減ということが、今、国から打ち出されるところでございます。

続いて、平成21年度以降の対策でございまして、先ほど申し上げました8割5分の軽減のところでございますけれども、今まで平成20年度では均等割7割軽減世帯は全員8割5分にするというような形でございましたけれども、平成21年度以降の対策といたしましては、ちょっと条件がございまして、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入が80万円以下の世帯について、今度ここは9割軽減するというような形で今出されております。あと、所得割の軽減でございまして、年金収入210万円程度までについては所得割額を50%程度軽減するというのが打ち出されておるところでございます。

続きまして、年金からの保険料徴収でございまして、今、原則年金額が18万円以上、介護保険との2分の1判定をして、それをクリアした場合には年金天引きというのが原則になっておるところでございまして、そこら辺につきまして、例えばこの①のところでは、国保の保険料を確実に納付していた者、例えば今までは国保、老人という形で平成19年度まではいたんですけれども、そのいた方が例えば滞納しないでちゃんと納めていた方につきましては、本人の申請により口座振替ができますよと。2番目のところでございまして、ここにつきましては、年金収入が180万円以下の方について規定してい

るんですけれども、その方が例えば今、本人から年金天引きであるんですけれども、例えば世帯主あるいは配偶者、例えば、おばあさんでしたら、おじいさんからの口座振替でも可能だよというようなことをうたっております。

あと最後のところでございますけれども、資格証明書ということで、国保とかと同じように、例えば滞納が1年以上とか、あるいはそれ以上になった場合には短期証あるいはそれ以降になると資格証という形で今やっておるんですけれども、それに対しまして、今、ここでは例えば相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない、いわゆる悪質な者に限っては資格証明書を発行できますよというような形が打ち出されるところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度でございますけれども、4月は確かにここに書いてございますように、いろいろな問い合わせあるいは苦情等が多うございました。主に、例えば保険証が届かないよとか、なくしちゃった、再発行の手続はどうなんだ、あるいは保険料でいきますと高過ぎるとか、年金から何で天引きするんだとか、いろいろそのような苦情等が寄せられました。その集計をしたものでございますけれども、広域連合で受けた分といたしましては、4月で2,079件、5月は途中で、9日までですけれども197件というような状況でございました。

旭市の状況でございますけれども、4月は975件、5月は288件、大分5月になって少なくなっております。ちなみに6月13日の第2回の年金天引きの時には、ほとんど問い合わせ等はございませんでした。

続きまして、8ページをお願いいたします。

この表でございますけれども、これにつきましては、厚生労働省が全国の市町村に調査をしたものでございまして、例えば国保に加入していた老人が、今度新しく後期高齢者医療制度に移行する場合に、保険料が増えたのか減ったのかというような調査でございますけれども、世帯区分、収入区分等で全部で12モデルで計算したものでございますけれども、この計算式でいきますと、旭市につきましては全モデルとも後期高齢者医療制度のほうにいった高齢者の方はあるいは世帯は、全部安くなっているというような表になっておるものでございます。

この表につきましては、最後の10ページになりますが、都道府県ごとに減少する世帯数割合という表で出ておりますけれども、千葉県を見ても69%の市町村が安くなったと。あと30%ちょっとが高くなったよというようなことの割合になっております。ちなみにこれで

いきますと、旭市につきましては先ほど申し上げましたあの表で見ますと、100%が低くなっているというふうな形で出てしまうものでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課から学校改築事業についてご報告申し上げます。

まず、第二中学校でございますけれども、校舎建設工事につきましては、3階部分の躯体工事に着手いたしまして、10月の完成に向けまして順調に進んでおります。おおむね33%の進捗率となっております。

また、既存の特別教室棟との連絡通路につきましても、既に契約をし、間もなく着工することとなっております。

続きまして、旧校舎等の解体工事及び植栽工事をし、屋外運動場の整備工事等を進める予定となっております。

なお、用地の取得につきましては測量調査及び物件調査等が終了いたしましたので、これから具体的なお話し合いに入るところでございます。

次に、矢指小学校でございますけれども、同校は平成21年、22年度に工事を予定しておりますけれども、本年度は5,560平方メートルの用地取得を計画しております。幸い地元の皆様方のご支援をちょうだいしながら交渉を進めましたところ、地権者お二方のご協力が得られることになりまして、現在は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外について千葉県と協議を進めているところでございます。除外がなされ次第、議会の議決をちょうだいしながら取得したいと考えております。併せて設計業務も進めることとしております。

また、中央小学校の北校舎の改築事業につきましても、来年度、再来年度、21、22年度に予定をしておりますことから、本年度は耐力度調査等を実施するとともに設計を終えたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課からは1点だけ、大原幽学遺跡の国指定文化財になっております耕地割の用地の取得事業でございますけれども、平成20年度に入りまして、早

速国のほうから内示がございました。それに基づきまして事務手続上、農地法第3条の許可及び租税特別措置法の施行規則第17条に規定する説明書の手続を開始しまして、6月にはそれぞれ許可を受けております。

なお、現在は土地売買と契約につきまして終了いたしました。

面積については、当初計画どおり1万2,665平米、購入代金につきましては、1,266万5,000円、平米当たり1,000円の単価でございました。

以上、報告いたします。

○委員長（柴田徹也） ほかに報告がある課は。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 学校教育課より2点ご報告をさせていただきます。

初めに、江戸川区中学生との交流事業についてご報告をいたします。

本事業は、旭市の次代を担う子どもたちに、スポーツを通して都市の子どもたちとの出会いを提供し、交流を通して豊かな人間性を培うとともに、都市の子どもたちに旭市の豊かな自然と豊かな食を発見し、好意と親しみを持ってもらうことを目的として実施しております。本事業は平成18年度よりスタートし、初年度は交流卓球大会を実施し、平成19年度からは交流野球大会も実施しております。今年度は5月24日、25日に市内5中学校と交流野球大会を実施しました。江戸川区からは2中学校、生徒63名、保護者10名、顧問2名の75名の参加がありました。また、江戸川区の中学生には海上キャンプ場に宿泊し、旭市の食材を使つてのバーベキューも堪能してもらいました。

なお、9月20日、21日には交流卓球大会を実施する予定であります。

次に、平成20年度旭市育英資金給付選考についてご報告いたします。

旭市育英資金給付制度は、将来旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的に創設されている制度であります。対象者は、教育機関等において知識または技能の修得をする者、スポーツまたは文化活動において顕著な活躍をし今後の活躍が期待できる者となっています。

また、選考の基準は、1、旭市に住所を有する者、2、学業が優れ、性向が正しく、かつ身体が健康な者、3、学校長の推薦する成業の見込みのある者、4、収入基準に適応する者、5、身元確実な保証人を有することとなっております。

さて、今年度の育英資金給付については、高校生4名、大学生等7名の応募がありました。過日、選考委員会を開催し審査の結果、高校生では3名が給付可、1名が給付不可となりま

した。不可となった理由は、成績が基準に満たなかったためであります。また、大学生等は6名が給付可、1名が給付不可となりました。不可となった理由は、現在、この1名は旭市に住んでおりますが、大学へ通学するために市内にアパートを借り居住している者であり、旭市にこれまで定住している者ではなく、かつ卒業後旭市に定住し、本来の育英資金の給付目的である将来の旭市への貢献等も期待できないことなどをかんがみ不可となったものであります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室の所管事項の報告を申し上げます。

4月1日以降の業務ですが、5月9日に議員の皆さん方にも議員参与としてご出席いただきました旭市実行委員会の第2回総会を開催し、平成19年度の事業報告及び決算、平成20年度の事業計画及び予算についてご審議をいただき、原案どおり承認可決をいただきました。また同日、輸送交通、宿泊衛生の合同専門委員会を開催し、消防警備基本計画と医事衛生基本計画の決定をいただいております。また、卓球競技運営につきましては、県の卓球連盟と随時打ち合わせを続けておりますが、今後は来年10月のリハーサル大会に向けまして、さらに詳細な協議を行っていきたいと考えております。

また、来月には総務企画専門委員会、競技式典専門委員会を開催し、市民運動や式典関係の基本計画についてご協議をいただきたく準備を進めているところであります。

以上、報告申し上げます。

○委員長（柴田徹也） ほかに報告のある課は。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 育英資金についてちょっとお尋ねしたいと思います。

何か自分が聞くところによりますと、兄弟だからということで1名しか給付を受けられなかったと聞いておりますが、今、話を聞いていると、兄弟でも2人とも内容はクリアしているのかなと感じましたが、その点について伺います。

それともう1点、飯岡の3保育所の統廃合を含めた改築の方針を平成20年に決定するということになっておりますが、恐らくここにも書いてあるように、改築するよりも費用がかか

ってしまうためと、何かそういう部分もあるのかなと自分も思います。それで統廃合した場合にどこの保育所を使うのか、またどこも使わないで全く新規にこの辺に建設しようとか、何かそういう計画があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、向後委員のご質問にお答えさせていただきます。

高校生の中で1名給付が不可となった者は、実は大学生のほうにも1人希望がありました。先ほど申し上げましたように、高校生のほうの者が1名不可になった者は、たまたま兄弟で2人出ておりましたけれども、成績の部分で基準に満たないということで不可となったものでございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 向後委員のご質問でございますけれども、飯岡の3保育所でございますが、どの保育所をどういうふうに使ってやるのか、それから統廃合の中で新しい場所に造るのか、その辺は全くまだ具体的な方向性というのは出ておりません。それで、なぜ統廃合の話がそこで出てくるのかという部分を若干ご説明させていただきますが、まず、飯岡中央保育所でございますけれども、ここは定員が60のところ今30、それから三川が120の定員のところが今104です。それと塙が40の定員が18、それから民間でございますけれども、ひかり保育園が90の定員のところ71ということで、保育所それぞれがすべて定員割れしている、そういう状況もございます。

したがって、それらの状況の中で3保育所をそのまま改築して、新たに建物を建てることについてどうなのかなということがございますので、その辺の統廃合という部分も十分踏まえた中で今後検討をさせていただくと、計画を作らせていただくということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員（向後悦世） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） 社会福祉課の3番目の報告で、第二保育所の用地の取得に関する質問をさせていただきます。

これは急遽決まったということでございます。面積が504平米、畑地で今は雑種地になっているということでございますけれども、場所的に現在建っている保育所のどの辺にある土地なんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 保育所の建物にすぐ隣接します北側の土地でございます。実際、正直申し上げますと、駐車場用地として借りておった部分の土地でございます。

○委員（林 一雄） 分かりました。ありがとうございました。

現在、駐車場としての使っているというところなんですね。分かりました。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは何点かお伺いをいたします。

まず1点目ですが、林委員のほうからも話がありましたように、第二保育所の今、ご説明がありました駐車場用地ということでのお話がありました。説明の時には、はっきり言っていただいたほうがいいと思います。質問があつてから言うのではなくて、これはこういうことであつたために、こうしましたということがあれば質問がないわけですよ。詳しいことについては。ですから、そういった意味では急遽ということについて、逆に言えば質問したくなっちゃうんです。なぜ急遽なんですか、そのところをもう一度、駐車場の位置は分かりましたけれども、何で急遽だったのか。

例えば急遽というのは、駐車場用地でお借りしていました。何年契約でしたけれども、それが代が代わるので、その理由で処分しなければいけないのではというのが早まったために買いましたというなら話は分かりますよね。これ一例ですけれども。そういった説明をしていただければ分かりやすいんですけれども、急遽ということが、じゃ何でも急遽であれば市は受け入れるのかということになります。財産の購入というのは、これは一般財源できつと買うと思いますよね。起債じゃありませんでしょう。そうすると、市民のお金を使わせてもらうということからした場合には、それが本当にいいのかどうかというのは、議員のチェック機構でもあり、執行部の管理の責任ということがありますから、それがイコールでなければまずいという、そこに基本がいくと思います。そういった意味で、この急遽というのはどういう経過で急遽になったのかどうか、その辺もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから、戻りますけれども、社会福祉課の課長の説明をいただきました。新たに事業として民間管理委託ということで4月から実施をしております干潟保育所ですけれども、90の定員が97名の入所で順調に問題なく推移されているということで、新たな保育サービスを加えましたということですが、新たな保育のサービスというものは、どういうことで喜ば

れているのか、これもぜひ伺いをいたしたいと思います。

社会福祉関係については以上2点、さらにもう1点ですが、これは概略で結構ですからお願いしたいと思います。耐震診断の結果について、別紙で説明をいただきました。ここには不要と補強と改築という3つの状態に結果になりました。それで、補強については今後検討するということになります。

そこで、今年度中に改築については整備計画をしたいということになっております。この整備計画というのは、現状のまま建てる方法と将来を見込んで建てるという、そういった整備計画が必要ですが、現在、整備をするためにどういう計画、基本的な計画をお持ちなのか、基本的なことで結構ですから伺いをしたいと思います。

統合については、これらの検討をされているということですからそれは結構ですが、この改築をする内容について、どう整備をしていくかについて簡単に結構ですからご説明をいただければありがたいと思います。

以上、3点が社会福祉関係です。

それから、学校教育課長のほうから説明をいただきました内容です。育英資金の関係ですが、担当されております議会から選出の委員のほうから全員協議会で説明がありました。この結果につきましては、定員がそれぞれ高校、大学等については8名ずつの募集といいますか、これは広報でも公募しましたが、それによって結果的には、さっき課長が言われた内容でございました。委員のほうからの説明は、今、向後委員のほうから話がありましたように、私どもは全員協議会の中で4名が選考になりましたけれども、1名は大学に通っている兄弟があったために1人は選考から漏れたとの内容を聞いたわけです。

それでは、今ご説明をいただきました理由が、成績が基準に満たなかったという、これが正式な内容だとすれば、書類選考というものは成績の基準というのはどうなんですか。それから、校長先生の推薦があるということは、成績というものは加味されていますか。

要は理由が本当に合っているのかどうかということだけです。それを知りたいんです。基準に満たないということであれば、これは当然基準に満たないわけですから、これは落ちることはよく分かります。しかし、全員協議会で委員の説明の中にあったことは、兄弟だからということがどうも強く感じるんです。だとすれば、8名の採用の基準を満足していればオーケーだよということであれば、これは少ないわけですから、成績が優秀であって、全部基準を満たしていれば、これは兄弟でもいいんじゃないかということが成り立つわけです。それがちょっと私の考えとしてはどうなのかなと思ったものですから、もう一度詳しく説明を

いただきたいのが1点。

それから、大学等についての書類申請がありました。この方もやはり学校長の推薦はきっとあると思いますよね。それから今の説明ですと、旭市に定住する可能性はないだろうということで、基準に至らなかったという説明内容でございましたけれども、この人は毎年出ていますよね。ならば、旭市に居住ということがあるとすれば、これは満たしているんじゃないですか。というふうに考え方が成り立ちます。旭市にいてほしいということが、いわゆる育英資金だからぜひ旭市のためになってくださいよというふうに付加をする、お願いする、だから頑張ってもらって、旭市にぜひ残ってくださいという思いを託すのが給付なんじゃないですか、と私は思うんですけども、したがって旭市に来ていただける、これはたまたまアパートだったけれども、仮にアパートでも貸家でも持ち家でも、それから旭市から通っているということですから、これは旭市の在住者ですよ。それを受け入れたということですから、それは選考の中に十分反映しなければいけないのかなと個人的に思うんですけども、この2点についてぜひお伺いをしたいと思います。

これは今後の問題もありますので教育長のほうから、選考委員が選ぶことですから教育長が云々ということにはならないと思いますけれども、選考委員会の方々の認識がどうかということになる問題なんですよ。私見で物事を言ったのではしょうがない。やはり公平に公正に見られるような委員の任だと思いますので、その辺は学校教育課長の説明をいただいてもしょうがないわけですけども、やはりせつかくの報告ですから、委員の皆さんには議会からも選出されている方もおりますので、その方には個人的に話をしましたけれども、やはり今後の旭市のためになるということからすれば、給付をしてぜひ残ってくださいね、頑張ってくださいねとエールを送ってあげるのが、寄附金をいただいて、果実はなかなか出ませんけれども、先代の方々が旭市のためにお金を使ってくれという礎といいますか、基本ではないかなというふうに私は思うんですけども、その点ぜひお願いをしたいと思います。

それから、医療制度の関係ですが、詳しくご説明をいただいたんですが、ちょっと何点かお伺いをさせていただきます。

資料をいただいて、7ページに受付件数あるいは主な問題点ということなんですか、書いてありますけれども、保険証がまだ届かなかったというのが4月に旭市の場合には488件、5月には58件、6月にはほぼなくなったでしょうというようなお話をいただきましたが、なぜこういうまだ届かないということが起きたのかどうか、その辺は調べてございますか。というのが大きな意味で1つです。

苦情については、これはいろいろ苦情があると思いますので、それについては内容的に読めば分かりますので、保険証が届かなかったということについて、これは問題が制度上あると思いますので、この点をどう把握されているのか。

それと旭市として、4月、5月、今6月ですが、7月には仮定というより、実際にこうなるというふうなことでご説明をいただきましたが、結果的にモデルからいうと、実態としては下がるような状況はないと、世帯について。モデル的にはそうでしょうけれども、実際はどうなんですかということは調べられているでしょう。要は制度があったために旭市でこういったことで困っちゃったんだよということを把握しておかないと、国のほうにも言えないですよ。今、国のほうでは政党間でいろいろ議論をさせておりますし、国会でも議論が当然あると思いますけれども、旭市として、旭市に住んでいる方々がこれによってどうなのかどうかということは、十分担当としては把握されたほうがよろしいと思いますので、現在どうなっているかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 所管事項の報告は途中ですが、ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、説明がまず冒頭足りませんで、大変申し訳ございませんでした。

それで、神子委員の急遽取得をしたその経過という部分から申し上げますと、まず、本人がどうしても土地を買ってくれということで、年度末に所有者がまとめたお金を必要とするというようなことで、どうしても買ってほしいという強い要望をいただきましたので、駐車場の用地として市が所有することが適当であるという結論から、土地開発基金を急遽使わせていただきまして取得をしたものでございます。

それから、干潟保育所の新たなサービスという部分で申し上げますと、まず、休日保育につきましては、3月までは土曜日は半日でございましたが、これを1日休日保育として実施しております。それから病後児保育ということで、病気がまだ集団行動の中でできない、そ

ういう子どもたちを別の部屋で特別に看護師がついて対応するという、そういう保育も新たに実施をしております。それから、これは保育所独自のサービスになるわけですが、インストラクターがつきまして体育遊びという保育をスタートとしております。そして、これが子どもたちからは非常に喜ばれていると、そういうことを伺っております。

それから、耐震の関係でございますが、整備計画の中で基本的な部分としてどういうふうにかえるかということでございますけれども、まず、今改築を予定しております保育所に関しましては、本当に昭和40年代に作られた、そういう保育所でございますので、今の保育サービスにはどうしても不都合な部分が生じております。例えば乳児をお預かりする場合の別の部屋がない、それから一時保育等、そういう部分を実施していくにも、それに対応できるだけの部屋があるわけではございません。そういう特別保育につきまして、きちっと対応できるようなそういう施設にしたいということと、もう一つ送り迎えの状況の中で、今のそれぞれの施設につきましては道路の事情というものが本当によくない、そういうところでお母さん方が車で送り迎えをするわけですから、そういう部分からも送り迎えに支障のないようなそういうところで用地が確保できればいいのかなという、そういう基本的な考えを持っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

保育所の土地の件については経過は分かりました。要望があったということですから、これは市の土地になるもんですから、今度は有効的に活用するためにはどうしたらいいのかどうかという検討が入りますので、その辺を十分踏まえていただければと思います。

それから、干潟保育所の関係については、特別のサービスも含めて現状をお知らせいただきました。ありがとうございます。

保育所の改築関係なんですけど、これはまた一般質問等でも議論をさせていただきますけれども、要は行政の場合には税制的なことも含めて費用対効果とよく聞かれますよね。もう一つは、将来的には汎用性、要は仮に保育所でなくなった場合には、その施設をどうするか、どうなるかということも含めた検討、要はお子さんたちが小さいころに預かっていただいたところが場合によっては、その地域のコミュニケーションの場所になってみたり、あるいは福祉の場所になってみたりというような総合的なことを考えた、要はまちづくりの一環としての地域のあり方ということがハード的に施設を建てるとすれば、そういったことも考慮に入

れた取り組みというのが必要だと思うということを踏まえて質問させてもらいましたので、改築整備計画に当たっては、そういったことを含めて検討していただければ大変ありがたい。

例えば海上中にしてみた場合には、これまでよりもかなり廊下が広いですね。あれが仮に学校でなくなった場合には、地域でも何か違ったことに使えるのではないかなという判断がつきます。ですから、そういったあまり箱物箱物と作ることは好ましくないけれども、どうしても必要性があるとすれば、汎用性を考え、さらに費用対効果を十分考えた上で、地域性も考慮しながら取り組んでいくということが基本だというふうに思いますので、その辺をぜひお願いしたいと思います。

保育関係は以上です。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、育英資金制度の今回の選考についてのご質問にまたお答えさせていただきます。

高校生の部分での1名の給付不可となった部分の事由等についてさらに詳しくということでしたが、まず、成績面のほうを申し上げますと、現在中学生で、今度高校生になったときにこの育英制度を利用したいという場合は、中学校3年間の学習成績評定の平均値が3.5以上のものと、要綱のほうにもこれは示させていただいているんですけども、ということで今回この者がこれに満たないということで、成績の部分で不可となったというところでございますけれども、あと兄弟のほうの部分でございますけれども、これは今回の、先ほども言ったように選考の基準が幾つかあるわけですけども、そういう中で基準と照らして選考していくわけですけども、検討する中で、たまたまこの人は大学生のほうも出ているよねと、そういう話題になりまして、一つの例ですけども、例えば定員が今8名ということになっておりますけれども、今回は4名ですから当然満たないわけですけども、定員オーバーした場合、ひとつ幅広くこの制度を活用してもらうためには、兄弟で出ているような場合についてはちょっと兄弟というのも検討の材料にしてもいいのかなと、そんなようなことで話として取り上げられたというふうな状況はございました。

ということで今回につきましては、そういう中学校3年間の成績の平均、3.5に満たないというところで不可となったというところでございます。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥榮子） それでは、育英資金についての大学生のほうでございますが、旭市の現在の育英資金は給付でございます。ですから返還はしなくていいというそういう制度に

なっておるものでございます。このことも考慮に入れまして、旭市に住所があればいいのかという、ただ単にこれは銚子市に千葉科学大学ができて、そこに通う人が旭市に住居を、アパート等に住んでいるという方がいらっしゃる。ただ単に旭市に住所があれば、この規格に合っているのかどうかということも、これもちょっと選考の席で話題になりまして、そうじゃなくて定住している人で、しかもこの方はちょっと年齢が高い方でございます、青年ということにも合わないんじゃないかというようなことで、そこで今年だけじゃなくて、その前の年にも実は却下されております。今年も出てきたわけでございますが、今、お話ししたようなことで、選考委員の間では、今年もこれは不合格としましょうということになった、そういう次第でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今、学校教育課長のほうから話がありました、いわゆる定員オーバーの場合に兄弟というものはどうなのか、それは分かるんですよね。ただ学校教育課長は選考委員じゃないでしょう。教育長も選考委員ではないですよね。要は条例に書かれている趣旨というものをどう選考委員の皆さんが酌み取って判断するかという、そこにかかってくるわけですけれども、後段に教育長が言われたように、趣旨は青年なんですよ。これは青年というのはどうなのかということは、選考委員の方は戸惑う部分だと思いますけれども、そういった意味ではっきり選考委員の皆さんが言えるようにしなければいけないと思いますよね。それで選考の基準に、あなたはこういうことだから選から漏れましたとはっきり言ってあげないと、また同じことを繰り返すわけです。私は学生だからいいんじゃないかということが旭市に本当に合致しているのかどうか。それから、定住権の問題についてもどうなのかというのは、選考委員によってさまざまでしょうから、この辺はやはり条例の見直しが必要なのかな、そういう時期に来ているのかなということがひとつ言えると思います。

それで、前段に戻りますけれども、高校生の場合、中学校の成績3年間で平均的な数値が、3.5以上、内容的に私はよく分かりませんが、それと兄弟とはまた別の問題だというふうに思っていますし、そうであれば、書類でもうこの方は落ちているわけですよ。そういったことにならないのかなと個人的に思うわけです。そうすると校長先生にはよく、そのいわゆる所管というんですか、在学している校長先生が、だけれどもこうしてほしいということが来ているとすれば、それは選考委員の皆さんがどうするかという、これもまた条例的内容的に規則とか定めることがあるとすれば、これもやはり昔はこうだったけれども、今は頑張っってこうなだからというのが、高校1年あるいは2年、3年ということになりますけれど

も、高校の校長先生が認めるということは、じゃどうして認めたんだということになりますので、これがまた校長先生には失礼ではないかなというようなことにもなりかねない部分ではないかな、これは選考委員の方ではないですから、選考委員の方に言っても問題があることです。ですから多くは申し上げませんが、そろそろ内容的に見直したほうがいい時期なのかなというようなことを今回感じたもんですから、一般質問ではあえてやらないで教育委員会の報告事項としてやっていただいて、委員会でちょっと報告の件で話をさせてもらったらというふうに思っていましたので、ご理解をいただきながら頭に入れていただいて、来年も来るし再来年も来ることです。給付がいいのか貸し付けがいいのか、貸し付けの場合にはその人がいなくなったらお金が戻ってきません。給付の場合には、気持ちがあれば、頑張っているねということだってできますよね。

茂木啓三郎さんが6,000万円以上の当時旧旭市で寄附していただいて、そういったことが発端になって、その果实運用ということで来たわけですが、今、果实はなかなかできないような状況で、食いつぶしているような状況の中で骨を折っていただいているこの行政に対して、やはりその趣旨はいいじゃないですか、給付して。子どもたちが大人になった時に、ああ私はうちの家は貧しかったけれども、でもこういった制度があつてよかったということを他県で言って、ああ、あなたは素晴らしいところに生まれたんだと言われることが社会貢献じゃないですか、というふうに思っています。それがきっと裏返しに茂木啓三郎さんの思いだったと思いますから、その辺は多くは語ってもしようがないもんですから、その辺はお互いの認識の中で、条例を変えるものであれば変えていくようなこともしなくちゃいけないというふうに思っている1人です。

報告事項ですからこの辺にさせてもらいます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、神子委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、保険証についてでございますけれども、当初、配達記録で転送不可という形で被保険者の方に送らせていただきました。その中で、こういう形でございますので配達記録が、本人が不在あるいは家族が不在ですとどうしても戻ってきちゃうとか、郵便局にまた差止めがされちゃうということで、確かに年度当初は多うございました。

今現在、また本人のところに渡っていない件数でございますけれども、居所不明という方で2件、不在ということで2件、居所不明はアパート住まいだったと思いますけれども、ア

パートにも住んでいないということで、あと不在というのは、確かに家はあるんですけども、そこにはいないと、それは民生委員さんとかいろいろお願いしてやっているんですけども、まだこの4名の方については確認されておられません。

続きまして、先ほどのモデルでいきますと旭市は安くなるというようなお話をしましたけれども、実際はどうなんだというご質問ですけれども、確かに社会保険の被扶養者の方については、先ほどの調査表の中にも含まれておりませんし、その方については今まで保険料がかかっておりません。その方が今度は後期高齢者のほうに移りまして保険料が出てきますので、この方については確実に増える方でございます。人数的には、これは3月末時点の人数でございますけれども、約1,600人ほどおります。その方について、例えば平成20年度は半年間免除、あとの半年間を1割負担という形ですので、平成20年度につきましては1,600円という形になります。平成21年度につきましては、均等割部分についての5割軽減でございますので、平成21年度は1万6,200円、平均的にはそのような形になろうと思います。

あともう一つでございますけれども、旭市としての今、困っていることというその辺でございまして、あえて申し上げますと、例えばテレビあるいは新聞等で報道されておまして、その影響等がかなりあるかと思っておりますけれども、年金天引きについてかなり納得できないというか、その辺の苦情はあることはあるんです。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

資料の8ページにありますように、モデルの実態はないけれども、今、ご説明をいただきましたように社会保険ということで、これは健保ですよ、その加入者については、これは3月末では1,600人程度確実に増えるというような、そういった状況をとらえているようでございます。やはり追跡というものは必要だと思うんです。困っていれば手を上げて、困っているよとやはり言っていきましょうよ。そうでないと市民の方は大変ですから。職員の方も大変ですし、国から来たといつて、それをうのみにして、やったことによって大変なことを押しつけるということも、これもいけないし、変えられなくても実態はこうなんだと、やはり実態はおのずとして大変ですけども、これにかかわらず新しい制度になったとかいうことを踏まえた場合には、状態を把握して、それで、まずければ変えてもらうように上申するとかというふうにやっていかないと、やはり意味がないんじゃないか。特にこういう社会構造が大分変化している状況ですから、やはりこと細かく大変ですけども、やっていく

ことが市の吏員に課せられたお仕事のサービスということについても一つのことではないかなというふうに思いますので、そういった意味で大変ですけれども、経過措置については十分把握していただいて、市民の気持ちをつかんでいただくようなこともぜひお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 請願の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 24 分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 12 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第 2 号、「国における平成 21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第 3 号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願の 3 件であります。

それでは、請願第 1 号について審査に入ります。

初めに、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、受理番号第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願につきまして説明をさせていただきます。

請願の趣旨につきましては、本会議で皆様方のお手元に配布されておりますように請願の

趣旨が書いてございます。内容的には請願の趣旨のうち、大きく分けると3点ぐらいに絞れるのかなというふうに判断しております。

1つにつきましては、これは昨年度につきましても、委員の皆さんには同様の意見書の採択を求める請願が提出されて委員会でも議論をしていただき、そして本会議では意見書の採択をいただいて、関係大臣あてに内容的に意見書の提出をされているということですが、1つには、ご案内のように義務教育費国庫負担制度につきましては、歴史的に見ると、この制度がない時代には教職員の給与の遅配が生じてみたり、寄附金の強制がされたことから公立義務教育諸学校に勤務する県費の負担、教職員の給与については国が2分の1を負担するというで発足された制度だと思っております。

しかし、今日に至るまでに国の財政が大変厳しいという理由から、1985年から対象項目でありました教育費、旅費、共済費、恩給、こういった義務教育費国庫負担制度の対象項目が外されまして、一般財源化されてきたわけでありまして、したがって、給与費のみが残っていたわけですが、このことにつきましても2005年11月、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度堅持のことについては、費用負担の割合については2分の1あったものが3分の1に縮減されたことによって、2006年から現在に至っているという内容のものでございます。

そこで1点目は、そういう3分の1となった現在、国庫負担金の割合が恒久措置ではなくて、制度全廃も含めた検討がなされる可能性があるだろうというのが請願の趣旨の1点目になるというふうに思っております。

それから2点目が、中段ごろに書いてありますけれども、30人学級などについては学級定数規模を縮小する措置が都道府県単費で行われているということがありますが、この制度につきましても、裁量権は保障されていますが、国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障ということで下支えしているこの義務教育費国庫負担制度というのは必要不可欠なものであるのではないかなということで、仮にこの制度が廃止された場合には、全額都道府県に税源移譲されるということで、中段から下段に書いてありますが、7都府県を除いては現状の国庫負担金を下回る金額となることは明らかだというふうにされております。

ちなみに7都府県といいますのは埼玉県、千葉県も入っているそうです。それから東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、この7都府県だというふうに伺っております。千葉県の場合を考えた場合には、都心部はいいでしょうけれども、過疎地に行きますとやはりどう

しても下回るような状況にも考えられるのではないかと、機会均等からすると、その辺も問題があるのではないかなという義務教育費の水準格差が生まれることになるのではないかなというのが2点目であります。

それらを総合して、学校の基幹職員であります学校事務職員あるいは学校栄養職員を含めた教職員の給与を、この義務教育費国庫負担制度から適用除外するということについては、法の精神に基づいて教育の機会均等と、その水準の維持向上ということに反するものではないかなというのが3点目で、したがって、ぜひ義務教育費の国庫負担制度の堅持をお願いしますという趣旨だと判断しております。

したがって、旭市議会でも十分に議論をいただきまして、意見書採択に向けまして検討していただき、意見書採択ができますようによりしくお願いを申し上げまして、説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ただいまの説明につきまして参考意見を申し上げます。

ただいまの説明にもありましたが、2005年11月に義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1に減額され、現在、公立学校の教職員の給与は国が3分の1、県が3分の2負担しております。その分、税源が移譲されることとなっておりますが、実際にはそれまでの負担金を下回るなど、今後国庫負担金が縮減されたり、またなくなるということになりますと、地方自治体の財政を圧迫する結果となってしまいます。

したがって、義務教育費の国庫負担制度の堅持は、地方公共団体にとって欠かせないものであり、本請願は本市でも求めている内容であると考えます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 受理番号第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願につきまして説明をさせていただく前に、ぜひ委員長、資料を皆様方にお配りいただいて説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） はい、お願いいたします。

（資料配布）

○紹介議員（神子 功） 今、お手元に委員長を通じて配らせていただいたのは、平成20年度の文部科学省一般会計予算の構成ということで、予算が掲載されております。前年度の予算額と平成20年度の予定額ということで記載されておりますが、ちなみに昨年度の予算額ということで5兆2,706億円というのがありますが、昨年度説明した時には平成19年度、18年度の比較をさせてもらったんですが、2.7%増というふうに説明をさせてもらいました。今回は0.1%の伸びということで、伸び幅が縮まっております。さらに、近年の状態をひもときますと、平成18年と17年、いわゆる平成17年度の予算と18年度の予算のときには、これが10.7%減額されているということから来ております。したがって、平成17年から18年のときには10.7%減額をされ、平成18年から19年のときには2.7%戻ったということです。さらに、今回の場合には0.1%、こういうようなことの推移だというふうに思います。

したがって、微増ですけれども、これが果たしてこれからずっと維持できるかどうかということもありますので、ぜひそういった意味では、平成21年については請願の趣旨で6項目ほど掲げておりますけれども、この内容を踏まえたことを念頭に置きますと、どうしても教育予算については拡充をしていただきたいという趣旨の意見書を採択していただく内容でございます。

私といたしましても、中を見ていただきますと1項目から6項目まで書いてありますが、内容的には充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備、こういったものを進めていく必要があるというふうに考えますが、特に教育する教職員の関係の方々への配慮、それから保護者への負担の軽減、それから子どもたちが学ぶ学校施設の整備あるいは地域で社会状況も含めた育成等にも力点を置く必要があるんじゃないかなというふうに考える1人でございます。

どうか旭市議会におきましても、これらを踏まえて十分検討していただき、意見書が採択されて関係機関に提出できますように、皆様方の慎重審議のご審議をお願いして説明を終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ただいまの説明につきまして、2点ほど参考意見を申し述べさせていただきます。

1のきめ細かな指導をするための教職員定数改善計画を早期に策定することについてですが、近年、少人数教育の推進、特別支援教育の充実のために教職員定数改善や補助員配置など、国においても少しずつ人的な予算措置が行われてきておりますが、新たな教職員の定数改善計画が見送られるなど、学校教育充実のための予算措置は十分ではありません。したがって、課題が山積している中、各小・中学校には少人数指導、きめ細かな指導及び学力向上など教育内容及び教育の質の向上、効果的な指導支援のため教職員定数改善計画の策定による教職員の増員など、国における教育予算の拡充は不可欠な状況にあります。

そして2点目ですが、2の義務教育諸学校における学級編制基準についてですが、現在、小・中学校における学級編制の基準は1学級40人と定められていますが、実施に当たりましては弾力的な運用が認められており、千葉県においては、本年度より小学校及び中学校の全学年において38人学級を実施しております。しかし、県の弾力的運用にも限界があり、国における法改正や予算措置の裏付けがなければ、今後の少人数学級の推進は困難であります。

以上のような点などをかんがみますと、本請願は本市でも求めている内容であると考えます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 請願1号も2号も、どうもいろいろ予算の拡充に向けての請願だと思いますが、神子委員は国も厳しい中でとおっしゃいましたが、国自体がすべての借金を合算すると幾らあるかちょっとお尋ねしたいと思います。国が厳しいという中で、国はどの程度厳しいのか、ちょっとその点お尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 間違ったことを言ったらまずいもんですから、はっきりした数字は

分かりません。600兆円はあるというふうに伺っております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 国というのは、公団系、また国、地方、すべて合わせて旧国鉄分さまたまな借金があると思います。厳しいと口で言って、分かりませんではちょっとまずいかなと思います。やはり国も厳しいなら厳しいで調査して、相手も分かった中でいろいろ請願なんかを出したほうが、自分はいいいのかなと。やはり相手が分からないでいろいろ模索するというのは、何かちょっと疑問を感じます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この6項目なんですけれども、この中で危険校舎とか老朽化、こういったものが出ておりますけれども、過日、この辺のところで学校教育課長に伺ったところ、夏は夏休みだという形で、そんなに電気代とかそういったのもくわないよというような話を伺っております。それで、その中で教育の一層の整備を進める必要性があるということなんですけれども、少子・高齢化に今なっている状況で、この38人の学級制度というものが果たしてこれから成り立つだろうかということも、これは踏まえていかなくちやならない問題ではないかなと、このように思っております。その辺のところはどのように考えておられますか。今後、子どもたちの人数が増えていくのかどうかということも含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 子どもたちの推移ということによろしいですか。

各ゼロ歳から6歳までの子どもの数を見ますと、今のところ平均しますと、市内全域の合計ですけれども、年間10人から11人ぐらい平均して減っていくというような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） そういった中で、教職員をここでは増やすというような考えもあるというふうに伺うわけですが、そういった場合、どんどん今度教職員が余ってくるような形にはならないのでしょうか。その辺のところもお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 今の定数で例えば40人なら40人、38人なら38人の学級で今後もずっと考えていきますと、当然学級の数が減ってくれば教職員の数も減るという形になりますので、そういうことは考えられると思いますが、ここでの部分について教職員を増やし

たいという部分については、そういう部分も当然あるかと思いますが、いわゆる特別支援を要する子どもであるとか、きめ細かな指導、そういうような部分で教職員を増やしていきたいという部分も含まれているのかなというふうに思いますが、一応、今伊藤委員のご質問の部分で言いますと、当然学級数に応じて教職員も廃止されますので、子どもたちが減っていった学級数が減れば、その分については減っていくということになるかと思います。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 学校の補助教員なんですけれども、きめの細かい教育、指導をしているのには、どうしても補助員が必要だと思うんです、私は。その観点を考えて、今、旭市の現状はどのようになっているのか、ひとつそれだけちょっと教えてください。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 旭市の単独での教諭補助員の制度ということによろしいでしょうか。

現在、今年度は小学校8校に9名、それから中学校2校に2名を配置しているところでございます。これは、今、委員おっしゃられましたように、きめ細かな指導ということですが、特に本年度は特別支援を要する、あるいは介助が必要だという、こういう子どもたちがいる場合について重点的に配置をしているという状況でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 受理番号第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について説明させていただきますが、これも資料がございますので、委員長、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） どうぞお願いします。

一緒に配っております。

○紹介議員（神子 功） それでは、4枚つづりになるかと思いますが、内容的に見ていただきたいと思います。これは、昨年説明のときに配らせていただいた内容とほぼ同じ内容でございます。

1枚目につきましては、地域手当とは別なんです、調整手当とはという理由が書かれているページでございます。調整手当の支給地域、支給割合、これの年代的にどういうふうになっているかという経過が載っております。

2枚目ですが、地域手当の支給地域・支給割合、これにつきましても国の人事院勧告についての取り組み、それから千葉県での人事委員会の勧告、これの結果について2006年の結果と、それから2007年度の支給割合についてどうなったのかとどうかということで載っております。これを見ますと、徐々には人事院勧告並びに人事委員会の勧告についてパーセンテージが上回ってきているというような状況がうかがえると思います。2008年度につきましては、①、②、③と書いてありますけれども、6%が千葉市を含めての葛南と東葛、それから印旛地域の市町村、5%が市原市、君津地域の市、4%が上記以外の市ということですから、旭市がこれに該当するかと思います。

こういう状況を踏まえて、3枚目でございますが、とりくみへの補足資料ということで、関東近県の地域手当の支給割合の状況はどうかということで、2008年度の近隣の都県について表で表示されております。一番下に格差支給の問題点ということで書いてございますが、特に人事異動に大きな影響があるのではないかなということで、これについては、手当の低い地域の教職員については、高い地域の教職員に比べて年間20万円も格差があるということだそうでございます。したがって、同一労働に対して同一賃金ではないということが問題点ではないかということです。

それで、千葉県の場合には2007年度、小学校2.5倍と全国最下位ということになっているそうでございます。中学校でも最下位レベルにあるということが、これは内容的にはこういう地域手当の県内格差ということがあるのではないかなということが言えるのではないかなということと、併せまして優秀な人材を確保するにしても、そういう支給率に対して遜色ないような状況がやはり必要ではないかなということで、ぜひ同一県内については教育水準の格差につながるようなおそれがあると困りますので、ぜひ一律にしていきたいというのが概略、内容でございますので、どうかご検討の上、意見書の採択が旭市でできますように皆様方に議論をしていただきまして、ぜひよろしく願いしたいと思ひまして提案説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 地域手当は民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう導入されたとのことでありますが、現在、物価や生計費等の地域格差は余りなく、逆に地域差のある手当を導入することにより人的配置に影響することが懸念されます。したがって、地域手当の高い地域に優秀な人材が偏ることがないように、また、旭市にも優秀な人材が確保できるよう地域手当の格差をなくすことは重要なことであると思われます。

したがって本請願は本市でも求めている内容であると考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 請願第3号の地域手当、この案件は何か以前にも出された経緯があると思いますが、地域手当の支給を検討している団体はどこにありますか。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 検討している団体ですか。請願として出た団体でしょうか、それとも今説明申し上げましたように、国の人事院勧告についてはこういうふうにしますよ、それから千葉県の人件委員会ではこうしますよということで、先ほどお手元の資料で経過についてはそこで決めたものが2006年、2007年、2008年ということで反映しているものと私は思います。それに対して請願者であります、今回は千葉縣市町村教育委員会連絡協議会以下、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会ということで検討していただいて、その各種団体の方々の連合会としての長がぜひ請願をしてくださいということで、千葉県下各自治体の議会あてに、この請願活動をしているというふうに判断しております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） この請願は以前にも出されていると思いますし、また地域手当、毎年見直すんだか何年かに一回見直すんだか、地域手当も策定しているというか、その団体が分かればいいなと思いますが。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 結論を出すのは、千葉県の場合には人事委員会で民間と公務員の、もちろん教職員の場合には千葉県で、先ほど学校教育課長のほうから説明がありましたように3分の1は国、3分の2は千葉県でということも踏まえて、調整手当並びに地域手当については人事委員会で民間の格差がないようにということで検討して、それで結論が出るもの

と思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 以前に地域手当の問題でやはりこの請願が出されたときに、何か人事院が認めた地域手当が公平をもたらすために作られているというような何か話になって、これを野放しにすると、田舎のほうの先生らが何かトラブルも意外と少ないから、田舎のほうに田舎のほうに教員が流れちまうと、そういうような何か経緯があると。だから都市部のほうは若干家賃も高いんだか何だか、人事院が認めた地域手当が教員を満遍なく公平に配置を調整していると、何かそんなふうに自分もお話聞いていますが、また、それと違ったニュアンスの答弁があれば、ぜひお聞きして判断したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 昨年の文教福祉常任委員会の中で、民間的に考えればというのが、委員の皆さんの意見の一つの中にマンションとか借りるときにはきっと都市部だろうと。それはお金がかかるので、その場合やむを得ないことではないかと。したがって、格差というものは過疎地域については低くてもいいんじゃないかというようなご意見があったというふうに思っております。

今回、請願が出ている背景には、国の人事委員会とかあるいは千葉県の人事委員会で、民間との格差については十分調べた上で決定を下しているものと私は判断しておりますけれども、先ほど言いましたように、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会というのがPTAの関係とか中学校の校長、教頭先生、事務の関係ということで、公立の関係の先生方の会とか、あるいは退職された会員も含めて、それよりももっとこうしてくださいという理由の中に、先ほども言いましたように過疎地域については、先生方が格差があるために行かないよと、都心部のほうがいいですよということを考えたときには、将来を担う子どもたちに機会均等ということからした場合に、先生方が来なければ先生方の指導が受けられない。要するに先生方が来ないということであれば、機会の均等がずれてしまう。そのために一律であってほしいということで、この各種団体の方々が連絡会を作っていただけで、それでぜひ各自治体の議会の中で十分議論していただいて格差がないように、しかも機会均等ができるように、未来の子どもたちのために、ぜひそういった状態を作っていたきたいということで、2010年には、お手元の一番最後に資料としてありますけれども、千葉県を二分割して8%の地域手当と5%の地域手当にするんだという方向がされているみたいです。

したがって、2006年、2007年、2008年、2009年、2010年ということで推移していくと思いますけれども、それでは困りますよというのが請願でございます。ぜひ8%であれば8%にしてくださいというようなことだと思いますし、今年に限っては6、5、4ということではなくて、平成20年については6、5、4となっておりますけれども、これをぜひ一律にしてほしいんだということで、民間との格差の検討もありますでしょうけれども、請願としてぜひ千葉県の知事さん、そして人事委員会の人事委員長さんにぜひ請願の趣旨をお分かりいただきたいために、各自治体で議会で検討していただいて、それを上げてほしいという内容の趣旨だと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにありますか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 何か神子議員の話も聞けば、それはなるほどそのほうがいいなという点、多分にあると思います。でも自分らが聞いている限りは、教員もなりたいた人が非常に多いらしいです。教員の採用試験、どこでもいいから、とんでもないところでもいいから教員になっちゃわないと、またその後どこに赴任するとも、どこでもいいから教員になっちゃわなければだめだよと、何かこういうような現実を自分は聞いていますが、実態はまた自分の見解と違った点があれば、またご答弁いただければありがたいなと思います。何か教員になりたいという人は本当に多くて、とりあえずどこでもいいから教員になっちゃわないと採用していただけないよというような話を聞いていますので、お願いします。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 私の自分の考えですけれども、きょうの請願1号から3号は、大体中身のほうは近いものだと私は思っております。旭市と言わず東総地区と都市部のほうで、今の時代にあまりにも格差があるじゃないかと、自分は思っております。ここに8%、5%と書いてありますよね。都市部の先生方は、多分自宅マンション購入だから8%、じゃ地方に来たら自宅に住んでいるから5%、それはないと思うんですよ。確かに東総地区の場合は、今、ガソリンの原油の高騰の中で、車で通勤するのがすごく多いです。都市部の場合は、考えたら電車、通勤圏がありますから、そういうことを考えたら、やはり私の場合は均等をとるために一律がいいんじゃないかなと私は思います。私の考えでございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 零時 17分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

請願の採決

○委員長（柴田徹也） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は閉会中の継続審査と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 意見書案の説明

○委員長（柴田徹也） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（柴田徹也）　初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（宮本英一）　それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます義務教育国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

その意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

○委員長（柴田徹也）　事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いします。

(発言する人なし)

○委員長(柴田徹也) 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 陳情の審査

○委員長(柴田徹也) 次に、陳情1件の審査を行います。

ここで、参考意見をいただくために健康管理課の出席を求めます。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 零時25分

再開 午後 零時25分

○委員長(柴田徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月12日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情の1件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、健康管理課より参考意見がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、陳情事項が3点ございますけれども、1点ごとにちょっと述べさせていただきたいと思います。

1点目の両施設とも利用料を同額、できれば200円にしてくださいという件でございます

けれども、これは3月議会のときにもご説明申し上げましたが、利用料の設定につきましては、あさひ健康福祉センターの料金、あそこもおふろとトレーニングジムがございますので、そちらを参考に400円という設定をさせていただきましたので、条例どおりこのまま当分の間は実施させていただきたいなと、このように考えております。

2番目の所得の少ない方、それと生活保護の方などの使用料の減免制度を作ってくださいという点でございますけれども、これにつきましても、健康増進センター、健康管理課だけで決められるものではございません。公的施設、全部体育施設等もございますので、使用料条例全般の施設に該当される項目と思われますので、この辺は所管課、それと財政課と十分な協議が必要かと思っております。

それと、3点目の健康診断でメタボリックシンドロームと指摘された方に無料体験券を渡すなど利用を勧める対策をとってくださいと。これにつきましては、うちのほうもメタボリックシンドローム要指導とされた方については、運動教室等を市の事業として計画していきたいと、その市の事業のときに教室に参加していただいて、健康増進センターを利用していただいて体質改善を図っていただければなと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課の説明は終わりました。

それでは、陳情第4号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この手数料の改定について、やはり自分は、合併時にサービスは高いところに合わせる、負担は低いところに合わせると、この合併の条件が尊重されないまま改定に当たっているから、こういうことになっているんじゃないかなと思いますし、また、以前にも体育館等の使用料手数料の件でも、そういうような合併時の経緯があったんじゃないかということも指摘してきましたし、また今回も、3月議会のときにもそれ以降も、やはり合併時にサービスは高いところに負担は低くと格好のいいこと言って、やはりそう言ったなら、改定しても収益が増につながらないような、現行のままならしたような改定にしてほしいと要望したら、何か、あさひ健康福祉センターに倣ったんだよということだったんで、合併の条件を何で無視してこのような改定をするのか、またさらにお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） これにつきましては、3月の議会のときにもお答えさせてい

ただいたと思いますけれども、利用者の公平な負担、他の施設との調整、合併協議会のときにも、社会体育施設との使用料の調整は合併後において調整するというふうになっておりまして、合併後にやはりその辺の調整をさせていただいたものでございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 私は、3月議会では賛成したほうの立場でございますけれども、ほかの施設との関連性もあるし、このいいおかけんこうセンターと海上増進センターだけでなく、ほかの施設もあります。それで決めたことでございますし、それでまだ時期的にもそんなに日がたっていない状態でございますので、私はもう少し考えてみてはと思う1人でございます。

それと、課長に1点お伺いしたいのは、3番にメタボリックシンドロームといったものがございまして、これは昨年度でもいいですから、診断で人数を把握していればお聞かせいただけたらと思いますけれども。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） メタボと俗に言って、今、国保に所管されました特定健診のことでございます。特定健診の結果、今実施中なので、どれだけの対象者がいるかというのは、平成20年度はまだ出ておりません。これから後半、個別健診を含めて9月いっぱいまで特定健診が実施されておりますので、それ以降に順次要指導者が分かれば、教室のほうを企画して、来て運動をしていただく、そのように考えております。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

神子委員。

○委員（神子 功） 今回、陳情の事項につきまして3点出ております。陳情の趣旨につきまして内容を見ますと、ここに海上、飯岡、それぞれ地元の方が利用するということが基本となって、それぞれ各センターは来たというそういった位置付けの基に、車で移動できる方ばかりではないということがあります。そうすると、車で移動できない方についてはどうするのかなということも検討するような状況なのか、それとも今後必要なかということについてはまだ検討はしていないと思いますし、この辺は十分検討をする、いわゆる調査といえますか、どういう状況かということに必要なのかなというふうに思っている1人です。

それから、メタボリックシンドロームの検査につきましては、今実施中ということですが、仮に9月までにまとめ上げた内容ができたとします。その時に、陳情事項については無料体

験券を渡すということなど、利用を勧める対策をとってくださいという陳情の趣旨でございますが、今の教室を云々ということのお話がありましたけれども、この教室については市単独で、該当する方はどうぞ集まってくださいということで、こういう方法でやりますから、それについては参加していただければ無料ですよということになるのかどうか、この辺は市としてはどうお考えですか。1点ちょっとご質問いたします。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 先ほどもちょっとお話ししたと思うんですけども、市の事業として教室を開催した場合には、これは無料で参加していただきます。あと個別にふだん運動する場合にはこれまた別に、一般の方と同じようにご利用していただきたいと、このように考えています。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何度も言いますが、合併協議会でということは、合併したらサービスは高いところに、負担は低いところということだと思しますので、合併後にこの使用料を検討するから、合併後だから旭市に合わせたとか何かじゃなくて、やはりこれは市民にとって大きな疑問を感じていると思います。やはり合併したらサービスは高いところに合わせるし、負担は低くなって住みよい町になるのかなと思っていたら、何か税金は上がってしまう、またいろいろな体育館だとか健康施設の使用料手数料は上がってしまう、何かさまざまなものが値上がって、合併してもいいこと何もねえなというような声のほうで、自分のところに多く聞こえてきます。やはり行政がサービスは高く負担は低くと言っている割に、何か福祉施設の改定をしたら、またそれも何かお題目と違うようなことをすると、市民もだんだん人を信じられなくなって、やはり今社会現象が起きているように、いろいろな事件につながりかねないかなと自分は思います。

だから、やはり役所関係の方は重い責任の中にいるから、やはり言ったことはちゃんと守って進んでいくんだよというような、信念を持って取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今回、陳情が出されておりますが、先ほども言いましたように、これは手数料及び使用料が決まったのが3月の定例会で、合併後初めて提案されて決まった内容です。その状況というのはまだ議員のほうも所管としても、つぶさに把握しているということもないわけです。

そこで、先ほど言いましたように飯岡、海上で利用された方については、車で移動できる方ばかりではないということについては、これもやはり今後どうしたらいいのかなという検討を進めたらどうかという、これは議論的だと思います。要は車を利用した場合には、その車の使用料はどうか、それとも無料でやっていくのが必要なのかということの内容も含まれているように私は判断いたします。

そこで、3つの陳情の事項がありますけれども、1番目については、両施設とも利用料を同額、できれば200円にしてくれということ、片一方に合わせるということだと思います。それで、2番目については減免措置をとってくださいということだと思います。3点目は、指摘された方については無料体験券等を渡すような措置をとってもらいたいという趣旨だと思います。したがって、陳情の3番については今調査をしておりますので、9月以降は結果が出次第、市の対応としては、今説明がありましたけれども、教室等を作っていて、事業としては単独で無料でやるということですから、これは陳情の内容と合致して、対策としてはとっていただけるのかなという判断ができますが、1番、2番、3番総合的に考えますと、陳情の趣旨を含め併せれば、ここで即いいか悪いかとかという問題ではないというふうに私は思います。

したがって、これは継続をして、そしてその中で今私が指摘しましたように、車の移動については本当に必要なかどうか、必要な場合には有料なのか無料なのかということも検討し、併せて陳情の1番、2番も含めて検討をしていくことが必要かと思いますので、私は継続して審査をすることという意見を申し述べたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 他にご意見がありましたら。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部は退席してください。大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時40分

再開 午後 零時40分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

陳情の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第４号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時42分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也